

神戸市立工業高等専門学校成長産業技術者教育プログラム修了認定会議規則

2023年4月1日

規則第156号

(目的)

第1条 この規則は、神戸市立工業高等専門学校成長産業技術者教育プログラム修了認定会議（以下「認定会議」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 認定会議は、校長、教務主事（教育）、教務主事（研究）、教務主事（計画調整）、学生主事及び事務室長並びに成長産業技術者教育プログラム（以下「教育プログラム」という。）の航空宇宙分野、医療福祉分野、ロボット分野及び半導体分野を担当する教員の代表者で構成する。

2 議長は、校長とし、教務主事（教育）がこれを補佐する。

3 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、教務主事（教育）がその職務を代理又は代行する。

(認定会議の任務)

第3条 認定会議の任務は、教育プログラム修了の可否について別に定める教育プログラムの修了要件の適正かつ公正な適用の下に審議し、これを決定することとする。

(定足数及び議決)

第4条 認定会議は、構成員の過半数の出席をもって成立する。なお、構成員が出席できないときは、当該構成員は、代理者を出席させることができる。

2 議決を必要とするときは、出席した構成員（代理者を含む。）の過半数の同意をもって決する。

3 認定会議が必要と認めたときは、構成員以外の関係教職員の出席を求めることができる。

(認定会議の開催)

第5条 認定会議は、議長がこれを招集する。

(記録)

第6条 認定会議に係る記録は、事務室学生課が行う。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、認定会議の運用に関して必要な事項は、認定会議で協議し、神戸市立工業高等専門学校校務運営会議の議を経て定める。

(改廃)

第8条 この規則の改廃については、認定会議で協議する。

附 則

この規則は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2026年4月1日から施行する。